

## 調査・設計等業務に係る一般競争入札の入札参加資格等に関するお知らせ

令和 8 年 10 月以降に入札公告する調査・設計等業務の一般競争入札（総合評価落札方式）における評価項目等について、下記のとおり評価基準等を一部見直しましたのでお知らせします。

1. 予定技術者の継続教育に係る評価に技術士（CPD 認定）を加算評価として追加し、認定がある場合、1 点を加算することとしました。また、継続教育に係る取組の評価対象期間を前 2 箇年度から前 3 箇年度に拡大するとともに、評価の基準と配点を見直しました。
2. 新規参入を促すため、企業の過去の業務成績に関する最高配点が 3 点となるよう見直しました。
3. 賃上げの実施を表明した企業に対する配点を 4 点から 2 点に引き下げました。  
これに伴い、賃上げ未達成の企業に対する減点を－5 点から－3 点に変更しました。
4. 技術提案における社会的要請に関する事項のうち「施行への配慮」を削除しました。
5. 上記の見直しにより満点が 64 点から 62 点となったことから、評価点の計算について、上限点（60 点）を満点（62 点）で除した値に応募者の得点合計を乗じた値を当該応募者の評価点とすることに変更しました。
6. 上記変更に伴い、表紙 2－1、別記様式 5、別記様式 11 を一部変更しました。  
（PDF 形式の記載例に、変更箇所を赤色表示）

※ 評価の詳細については、各評価項目・評価基準及び配点表、技術提案書様式等をご確認ください。